

# 時事新報

當時封建未開の世に、大小の藩々を御用達町人と稱するものばかり先祖代々大小名の御用を達して恰かも其得意先を持ち切りにして或ひやんふとなき權臣の冥加に因りて或る種の商品を專賣するの特許を得る等の事情もありしかば他の町人共へ何程の智慮才覚あるも取て之のみふ限らず現に彼の英國の如きエリザベス女皇の時代に至る頃まで、職工年季條例の如きものもありて其間の自由競争を妨か或は勞働の時間と限り或は其賃金と定め其他種々の特許を置き不平等ある保護と爲して大に一般人民を苦しませるところと云ふ斯くて不平等の保護の未開の世に固有するが如くあれども世事の進歩するに隨て蒸氣力電氣力等の發明もあり之を利用して一ふ其自然の成行に任ざ富へ取て勝ち始ひ勝ち人々の働き次第に任せて依怙の沙汰を其間に交へざると云い我國の如きも亦固より此方向を取りて進歩をとるゝ相違なしと雖ども如何せん封建の世を去ると遠からざるが爲め仔細み社會と解剖すれば舊制度舊習慣の今尙遺存するもれなしと云ふ可らず即ち彼の不平等の保護を爲して爲めに大よ一般獨立の商工業家を窘むるゝあるが如き其一例として見る可きものには非ずを蓋不平等なる保護の弊は我輩之を辨すると固より旦夕の故に非されば今改めて之を喫々するとを要せざるもの従來の實験を接するに政府が特別の沙汰と以て民間特別の商工業家を保護すれば其保護の恩は浴るゝ者は恰も無盡藏の金脈を發見ざるゝ如く惜氣もなく金を散じて外観を張り冗費を増しとの詰りの例の通りも失敗して其保護金と百年賦にて政府より返済をへし折の紋切形に出づるが故に直接ふい政府の失望、間接には人民の迷惑を來すと毎度の事ありと雖ども其弊害は單に是ればかりに止まらず被保護者の一時金融の自由なるゝ乘玄て賣るもれい法外ふ安く賣り、買ふものは途方もなく高く買ひ其保護金を損失し盡くすとは門前獨り市を滅して一時他の獨立の同業者を壓倒し保護金の全く盡くる頃までには同業者と合せて所謂共弊の運命に陥り政府保護は素志と背て却て一般の衰微と來ととなりに非ず例へば先年官の筋より特別に數十萬圓の金を貸附し減る地方に糸糸精製の會社を設立せしめたるに當業者ハ餘り製糸所を設けて民間の織業家にせざれば、一圓の改良製糸所を設けて民間の織業家は成共に相扶接せるの考あきに之を却て之と競争して次第に其商品を賣り崩し當人は失敗は覺悟の前として之を據くも他の獨立の日本商は一時非常に窮迫して爲めよ廣業者たる者もありし由あり又先年其筋の人の發意にて我國の織業は精粗大小同様からずして外國貿易に適せざれば、一圓の改良製糸所を設けて民間の織業家に其根本を示すに若かずて其筋より特別に數十萬圓の金を貸附し減る地方に糸糸精製の會社を設立せしめたるに當業者ハ餘り製糸の事に専念したるものに非ずと見えて、改良製糸所を設けては別れ何たる事柄もなく唯近村の紡績業者ある者等を自家身に其業を繼承せらるゝ傳聞と云ふ右等の次第あるを以て特別保護は何業に

就ても常に二重の弊害を生ヒ一方には保護者に意を謀り一方とは獨立の同業者を害しむと必然なれども競争の最も活潑として數の多く利の薄き營業と對しては其害の大あると決して尋常に事に非ず昔時英國にて特別保護專賣壟斷の行はるゝ世の中に匏包<sup>ボウボウ</sup>に商賣のみは最も早く自由競争の端を開いたるを見ても亦其の一斑を窺ふ可きあり或は又我國の有様に就き假りに愛に一段と設け或る新聞社が特別よ官邊の恩顧を受け或は幾分は保護金を頂戴し其金の御蔭を以て或ば其新聞紙の直段を下げる他の獨立の新聞社と競争する等の事もあり如何、同業者の當惑想ひ見る可く斯かる商賣壟斷に對して斯かる特例を與ふるは其當局者に於ても亦義上の責を免るゝ所能はざる可し當局者の敢て爲す忍びざる所あらんと雖ども是れは假りに作爲の一例として示したる者にしき不平等なる保護の害と何事に就て生じる法律上の保護に至ては時に大に必要なるとあり我輩次ぎに之を論ず可しと雖ども任意不平等なる保護に至てこそ我輩斷じて否の一言と口外するものなり

卷之三

○條約改正 昨年十二月十七日の倫敦協定並  
ツスル日本よりの通信として我國條約改正會議の模様  
を記載せり其大要に曰く目下日本國並於て内外人の其  
に注目するものは條約改正の一事がなり尤も居留外國人  
又至つては全く此事に併み注目すと云ふには非ず如何  
とあれど外人中よりは之を改正するを又改正せざるをも  
とまで念慮せざるもの多ければあり抑條約十七箇國共  
對し是より日本より請求したる改正の條件に付ては實  
際各國が同意を難かず簡條もありて兎角輕り兼ひたる  
あるが近頃日本國內より起りたる二箇の事件は此改正  
まで實行するに便益を與へたるものゝ如し即ち其第一は  
千八百八十五年十二月に於て日本政府は改革是を並び  
其第二は日本駐在英國公使の舉動の前年より相違有  
所なり就てハ井上伯が外務大臣として伊藤總理大臣  
つて獨逸公使々之に同意せるも是より政府の改革事  
じ伊藤伯が總理大臣となりて全く從來の組織を改めた  
るは過去十年間の経験より徴して必ず然せざる可らず  
共に内閣権要は地位に在り右兩大臣は平生親密なる  
より互々說の投合を來し其他内閣職員の各其處を得  
るより從來の如く混雜の要なくして能く政府の事務  
平滑よ運轉せしむることと得體て條約改正の問題に  
ても一層の便利を増せり是必竟日本人が次第に歐洲  
事情を熟達したると内治の次第より改良に赴きたるの  
結果なるべし始めて日本國より條約の改正を請求した  
は過る一千八百七十三年に迄已に其時より同國に  
洲の文明を長足の進歩を爲し又昔日の日本國ならざ  
ことを主張考改正期限の業に已より過ぎたりたるを以て  
に之を改正せんことを請求し岩倉大臣ハ此等の爲め  
米各國に赴きたるにも拘らず成功すること能ひざり  
は人の能く知る所なるが爾來日本政府に於て届せま  
ま乎此改正を實行せんことを知り乍然ん  
べき所あり然れども日本駐在の各國公使は相一致を  
之と否むが故に荏苒歲月を消費せり依て日本にては  
一致を解くんが爲め各國公使の内一二の公使を勧告  
て治外法權の撤去せざる可らざることを知り乍然ん  
尽力し前米國公使ビンガム氏の同意を得たり然れど  
日本は英國公使が主と見て異議を唱へ他の諸公使も  
く反對せる其中に於て獨り米國公使として撤去の必  
を主張せしむること能はず空しく一千八百八十四年  
冬より至れり此時始めて日本政府の條約改正委員と各  
公使の間に於て此事件より付て商議を開いたり尤も此  
議は何事も決議するに至らずして來春まで延期する  
とありたれども今日に至りて既に其實行も近きもあ  
んとするまでに運びたる基礎は此時小成り見るもの  
もあり而して就任れ公使は此事件の筋道を承知しな

後ならずでは會議より列なる能はず彼是する内終お昨年の五月まで延引して同月一日に至り漸く嚴然たる改正會議を開くこと得たり夫より六月廿九日までに開會する。其後は訓令と得んが爲め再び十月廿日まで延期するふとほなりぬ始め此會議に於て日本政府より提出したる草案は一千八百八十二年頃に請求したものに比するとぞ大に折衷を加へるものあるに此草案に對して各國公使は再び異議と唱ふる所ありて加除修正を加へしと得す各國公使等が適當と思惟する草案と起稿せんと請ふに至れり依て英國公使アランケット氏は獨逸公使ホルレベン氏と共に草案を起稿して意見を各國公使に問ひたるに各國公使も之に同意したる於是日本政府は請求に反対せる正面上に當るものにて専ら英國公使とあり英國政府の寒勵によりて改正の成否を決することを得るに至り日本政府も英政府は全く日本に請求に反対するに非ず英國政府が適當と思惟するなら在隨分改正の相談に乗るものあることを熟知したるが故に日本政府が條約改正を請求するも稍や縱來とハ其面目を改めたり抑もアランケット氏ダ如斯感置を取るに至りたるは是までの如く各國一致して共に彼を非とし是を非とする時は改正の日を見るは到底六ヶ敷事なるべく之と實行するには他の各國と別れて英國は獨り非とする所は非とし是とする所は是とするに若らずと決心したるによる者あれども日本の各開港場に居留する英國人は甚だ此舉動に不満足を抱ひ又最初は英國は日本に對して利害の關する所最も大あるものよりも拘はらず他の二三條約諸國が異議を唱ふるが爲めに多少日本小於て英國は利益を損するとなくなれば改正の目的を達すること能はざるべしと思はれたり尤も當時合衆國公使ハーバート氏ハ前公使ヒュガム氏と同説みて英公使アランケット氏の此感置を賛成する者あれども只だ是のみにては英公使の目的を達するの助となくなり左れば英公使は歐洲内に於て協同して他各國の同意を取るとを得べし一強國の援助を求める可らず然るに恰も好し此時獨逸新任公使ホルレベン氏は三月下旬漸く東京に着したきをも至極英公使の意見にとせざる氣色わりしかば更に此草案を日本政府の手に渡し日本政府にて起稿を而して各國公使に示したるに各國公使就中鑑佛兩公使は大略同意の様子なれども獨逸公使が起稿したるものありと云ふと以て十分快く承諾しけども此上は只各國公使の諾否と依て落合は之を見て全く同意と云ふより非れども先づ其大体と細條に付て専議論あるべければあり必竟するに其議論を生せしむるは日本政府の奉詔に基せり日本政府にては是まで久しく懲警せられ居る権理と復讐すべき時到來之を恢復するの見込付さる所より過分とすべきものとも得んとするよ至り殊に外國裁判官を法庭に立合は左むる等は始め日本政府より申出たる所なれども向ふ至りて之と廢棄せんとせり此等の事は各國公使に於て決して承諾するよとあかるべし併しながら改正の要點即ち海外法權海關稅の二事の内海關稅の事は既に今日よりては落着に及びたり今簡略に其次第を舉る事とし要輸入税と課するが爲め輸入品の價値を算する事なんぶ輸入税は加増して一割近くとなり中には五分の課稅にて總實く品筋より綿毛等の品物は七分半實澤品

に是までは輸出港で  
入港の権能を以て之  
より左れば英荷俄ア  
本ニ於て民法施行  
は實行すべからざ  
全く決定したるに  
も右の方策なるば  
るに至らざるべし  
スには別項に於て  
あるととなれば改正  
即ち一千九百三年  
改正事項の極り次  
もるを得べきや否  
權の事に付ては開  
約實行の日より向  
従ひざる事とせり  
度等にて一千八百  
年より達て請求せ  
ざるべくば此より  
りと記せり)又此  
約實行後開港場  
と受け一身の自由  
はざる可らず但し  
はざる可らず但し  
の判決するとと許  
る公使親ら之を審  
官を自國より任命  
ふく判庭お立合は  
日本政府より任命  
左れば此條件會議  
本に法律に隨ふ時  
も判事となるの資  
外人の判事之を除  
されば夫より十二  
日本政府が堅く讓  
約實行の日までに  
期限は開港場内の  
さるの日より向と  
外法權の全く撤去  
ものとし同年以後  
ふきりし又此等の  
に於て最も適當の  
き害なるが既に制  
御地の劇場に開き  
同夫人、中井謙吉  
他京坂神の紳士  
もあり退散せし  
講天演の御用邸  
知事の官邸に一  
日に京都へ歸ら  
京の途に耽り  
○和歌山通信  
二氏の娘妻事件  
し中姫は過日  
も同様体験を経  
彼内閣總理大臣  
り○肉食の流行  
感目々甘頭内外